

公立大学法人 岐阜県立看護大学における 第2期中期計画の策定及び、第1期中期目標・年度計画の評価について

法人対応業務

県対応業務

・第1期中期目標期間 :平成22年度～27年度 [6年間]

・第2期中期目標期間 :平成28年度～33年度 [6年間]

項目	実施内容	地独法	平成28年度						
			2月	3月	4～6月	7月	8月	9月	
			評価委員会開催			評価委員会開催	評価委員会開催		
第2期中期計画の策定	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。 県は認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴取しなければならない。	§ 26 § 83	評価委員の意見反映後の第2期中期計画(案)の確認	・第2期中期計画の認可					
第1期中期目標の業務実績評価の実施	法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、第1期中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。(評価委員会は評価に当たり、認証評価機関の評価を踏まえる。)	§ 29 § 30 § 79	実施方法の検討		・第1期中期計画の業務実績報告書提出	第1期中期目標期間中の業務実績の自己評価ヒアリング	第1期中期目標期間中の業務実績の評価結果確定	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)
年度評価の実施	法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価の結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 28			・H27年度計画の業務実績報告書提出	H27年度業務実績の自己評価ヒアリング	H27年度業務実績の評価結果確定	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)